



No.63

広報 はさまがわ

R7. 12. 1 現在

地区面積

55,567,333m²

組合員数

2,819名



令和7年10・11月実施

21世紀土地改良区創造運動～穴山幹線用水路描画活動～

令和7年度参加団体

米山Jr.バスケットボールクラブ、八軒小路子供会、下小路子供会

R7. 12. 1発行 迫川沿岸土地改良区総務課
TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784
E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp
URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

右側のQRコードから改良区のホームページへ
アクセスできます。お知らせの確認や各種申請書
をダウンロードすることができますのでご活用
ください。





迫川沿岸土地改良区
理事長 星 信悟

令和七年 第一回臨時総代会開催

— 提出議案七か件原案可決 —

去る八月八日、登米市南方公民館において、令和七年第一回臨時総代会が総代六十一名の出席を得て開催されました。まず、星理事長が「本日、臨時総代会を招集したところ公私共にお忙し中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また常日頃より

本土地改良区の業務運営並びに事業推進に特段のご協力とご支援を賜り重ねて御礼を申し上げます。

本年は七月の降雨量が例年に比べ極端に少なく、連日続く猛暑による異常高温の影響で米への高温障害による品質低下も心配される中、連日報道されるように貯水ダム並びに河川の

水位も異常低下しており、当土地改良区が取水している迫川も水位が低下し、花山ダムも貯水水位が日に日に減少していることから、渴水の可能性が見込まれるため、緊急の理事会を招集し、番水制を実施することとなりました。つきましては総代皆様方にも組合員の皆様へ一度節水の声がけと番水制へのご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

工事として土地改良施設突発事故復旧事業により七月に内面バンド工法並びにコーリング（水中ポンド）による仮復旧を行い、七月五日より用水供給を再開しておりますが現在も経過観察を行っているところであります。

本日は第一号議案から第七号議案まで上程いたしました。慎重なるご審議のうえ、全議案ご承認下さいますようお願いいたします。」と挨拶を述べた後、議長に菅原勝利総代が選出され

設の故障等への迅速な対応を行い、組合員の負託に応える運営並びに事業推進を役職員一丸となり果たしてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願ひ申し上げます。

本年も四月二十九日に南方揚水機場及び南方幹線用水路より漏水する突

また、本土地改良区の用排水施設も造成から五十年を経過する中で、突発事故が毎年のように発生しております。本年も四月二十九日に南方揚水機場及び

今後も異常気象からなる渴水や豪雨時の排水対応、用排水施

議決事項

▼第一号議案 令和六年度事業報告書の承認について

▼第二号議案 令和六年度一般会計収支決算の承認について

▼第三号議案 令和六年度財産目録の承認について

▼第六号議案 令和七年度長期借入金及び償還方法の一部変更について

▼第七号議案 令和七年度一般会計補正収支予算の議決について

令和六年度 決算監査報告

〈佐藤総括監事〉

▼第四号議案 令和七年度一般会計補正収支予算の理事会専

決処分（第一回）に係る承認について

▼第五号議案 令和七年度一般会計補正収支予算の理事会専

決処分（第二回）に係る承認について



挨拶を述べる星理事長



臨時総代会の様子



議長に選任された菅原総代



挨拶を述べる遠藤副理事



審議の様子

令和6年度 事業 報 告

第1 地区及び組合員の状況

1 総 地 積

地区名	前年度末	本年度末	比較	附記
事務費	55,617,470m ²	55,570,070m ²	△ 47,400m ²	農地転用、地区除外等

2 組合員数

区分	前年度末	本年度末	比較	附記
組合員数	2,886人	2,829人	△ 57人	利用権設定等

第2 事業の状況

1 施設の維持管理状況

(1) 用排水機場の数 121機場

地区別	第1地区	第2地区	排水地区	沼崎地区	内浦地区	米山地区	その他
受益面積(m ²)	23,056,345	9,468,048	28,849,671	501,756	886,967	21,228,992	
機場数	48	26	16	3	2	19	7

2 維持管理工事の施工状況

工事の施工にあたっては、組合員からの維持管理工事申請箇所をとりまとめ、工事委員・連絡委員及び職員による現場調査を実施し、土地改良区体制強化基本計画の施設整備補修計画を基に予算編成を行い、維持管理工事及び各種事業申請等を各委員会・理事会・総代会の承認のうえ、施行しております。また、慣行的な水路の浚渫・刈払い等については、関係行政区毎に委託及び業者請負をもって実施しております。

県営ほ場整備事業計画並びに国営土地改良事業「旧迫川二期地区」の実施を考慮し、長寿命化計画を見直しながら、効果的な予算編成をしてまいります。

第3 事務の経過

1 本年度中の主な行事

会議名	総代会	理事会	監事会	総務委員会	工事委員会	賦課徴収担当理事協議会	換地・評価委員会	ほ場整備実行委員会	その他会議
回数	2回	8回	4回	5回	1回	7回	6回	6回	10回

令和6年度 一般会計収支決算

収入 838,829,438円

支出 777,541,792円

差引残金 61,287,646円(翌年度へ繰越)

◆収入

(単位:円)

項目	決算額(円)	率
土地改良事業収入	396,512,855	47.2%
附帯事業収入	6,297,611	0.7%
基本財産運用収入	1,120	0.1%
特定資産運用収入	56,327	0.1%
補助金等収入	86,485,000	10.3%
交付金収入	11,880,000	1.4%
業務受託料収入	182,448,600	21.7%
雑収入	57,449	0.1%
特定資産取崩収入	49,805,406	5.9%
借入金収入	38,407,000	4.5%
固定資産売却収入	711,000	0.1%
繰越金	66,167,070	7.9%

◆支出

(単位:円)

項目	決算額(円)	率
土地改良事業支出	509,736,253	65.6%
附帯事業費支出	2,591,270	0.3%
一般管理費支出	185,122,033	23.8%
土地改良事業負担金支出	67,232,000	8.6%
借入金返済支出	833,097	0.1%
支払利息	147,744	0.1%
基本財産積立支出	1,001,120	0.1%
特定資産積立支出	10,878,275	1.4%
予備費	0	0.0%

令和6年度 貸借対照表

一般会計 令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	科 目	当 年 度	科 目	当 年 度
I 資産の部		(3) その他固定資産	64,331,053	2 固定負債	165,783,586
1 流動資産	210,929,558	①建物	62,693,590	(1) 公庫資金等長期借入金	115,093,000
(1) 現金及び預金	147,447,804	②機械及び装置	32	(2) 適正化事業拠出金長期未払金	3,036,000
(2) その他未収金	63,481,754	③車両運搬具	4	(3) 職員退職給付引当金	47,654,586
2 固定資産	3,573,778,637	④器具備品	82,010	負債合計	316,996,964
(1) 基本財産	127,738,590	⑤適正化事業拠出金	0		
①山林、宅地及びその従物	11,665,000	⑥出資金	1,555,417		
②備荒積立金	116,073,590	資産合計	3,784,708,195	III 正味財産の部	
(2) 特定資産	3,381,708,994			(1) 指定正味財産	2,253,533,125
①所有土地改良施設	2,751,476,529	II 負債の部		①所有土地改良施設受贈益	2,253,533,125
②受託土地改良施設使用収益権	1,030,718	1 流動負債	151,213,378	(2) 一般正味財産	1,214,178,106
③財政調整積立資産	476,425,322	(1) 未払金	148,997,715	正味財産合計	3,467,711,231
④職員退職給付引当積立資産	47,654,586	(2) 預り金	644,197		
⑤転用決済金積立資産	6,822,517	(3) 短期借入金	119,466		
⑥地役権補償費積立資産	98,299,322	(4) 適正化事業拠出金短期未払金	1,452,000	負債及び正味財産合計	3,784,708,195

令和6年度 正味財産増減計算書

一般会計 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	科 目	当 年 度	科 目	当 年 度
I 一般正味財産増減の部		③減価償却費	645,834,741	当期経常外増減額	563,256
1 経常増減の部		④一般管理費	169,999,743		
(1) 経常収入		⑤土地改良事業負担金	67,232,000	当期一般正味財産増減額	△182,763,313
①土地改良事業収入	396,512,855	経常支出計	1,393,942,007		
②附帯事業収入	6,297,611			一般正味財産期首残高	1,396,941,419
③基本財産運用収入	1,120	当期経常増減額	△183,326,569		
④特定資産運用収入	56,327			一般正味財産期末残高	1,214,178,106
⑤受取補助金等	86,485,000	2 経常外増減の部			
⑥受取交付金	7,920,000	(1) 経常外収入		II 指定正味財産増減の部	
⑦受取業務受託料	182,448,600	①その他固定資産売却益	711,000	(1) 受取補助金等	86,485,000
⑧雑収入	57,449	経常外収入計	711,000	(2) 受取交付金	7,920,000
⑨固定資産受贈益	530,836,476			(3) 特定資産評価益	0
経常収入計	1,210,615,438	(2) 経常外支出		(4) 一般正味財産への振替額	△625,241,476
		①固定資産除却損	0		
(2) 経常支出		②支払利息	147,744	当期指定正味財産増減額	△530,836,476
①土地改良事業費	508,284,253	③過年度修正	0		
②附帯事業費	2,591,270	経常外支出計	147,744	III 正味財産期末残高	3,467,711,231

令和6年度 基本財産 備荒積立金

(単位:円)

区分	収入					支出		令和6年度末積立金額
	繰越金	繰入金 (一般会計)	積立金 (財政調整)	預金利子	合計	取崩金	合計	
積立金	115,072,470	1,000,000	0	1,120	116,073,590	0	0	116,073,590

令和6年度 特定資産決算状況

◎燕栗沼遊水地事業地役権補償費積立金

(単位:円)

区分	収入 (繰越金・預金利子)	支出 (取崩金)	令和6年度末差引残金 (翌年度へ繰越)
			(翌年度へ繰越)
野谷地地区	98,299,322	0	98,299,322

◎職員退職給与積立金

(単位:円)

区分	収入 (繰越金・繰入金・預金利子)	支出 (取崩金)	令和6年度末差引残金 (翌年度へ繰越)
			(翌年度へ繰越)
積立金	71,377,915	23,723,329	47,654,586

◎財政調整積立金

(単位:円)

区分	収入 (繰越金・繰入金・預金利子)	支出 (取崩金)	令和6年度末差引残金 (翌年度へ繰越)
			(翌年度へ繰越)
事務費	64,517,267	0	64,517,267
第1地区	15,671,096	0	15,671,096
第2地区	13,585,185	7,000,000	6,585,185
排水地区	273,502,233	15,000,000	258,502,233
沼崎地区	6,797,675	0	6,797,675
内浦地区	5,684,722	0	5,684,722
米山地区	122,667,144	4,000,000	118,667,144
合計	502,425,322	26,000,000	476,425,322

◎農地転用決済金積立金

(単位:円)

区分	収入 (決済金・繰越金)	支出 (取崩金)	令和6年度末差引残金 (翌年度へ繰越)
			(翌年度へ繰越)
維持管理地区	第1地区	1,612,152	0
	第2地区	2,172,783	0
	排水地区	1,298,924	0
	排水地区 1/2	45,523	0
	沼崎地区	77,634	0
	内浦地区	19,119	0
	米山地区	1,596,382	0
	小計	6,822,517	0
県ぼ	城内地区	82,077	82,077
	小計	82,077	82,077
	合計	6,904,594	82,077
			6,822,517

事業地区別償還金残額調書

令和6年度末

(単位:円)

地区名	県営ほ場整備	平準化事業	団体営事業	面積(ha)	10a当残金	最終償還年度
野谷地地区	0	0	0	211.6	0	R6
城内地区	119,466	0	0	71.1	168	R7
沼崎・大平地区	102,968,000	0	0	52.5	196,130	R30
吉宿地区	12,125,000	0	0	91.1	13,310	R30

※償還残金には、利息が含まれない金額となります。

～水土里ネットはさまがわからのお願い～

土地改良区の土地台帳の面積・組合員の変更は公共機関（法務局・農業委員会・共済組合等）で手続きされても、直接改良区へ届け出をしないと変更されません。

各種届出用紙は窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。
また、各種届出用紙は迫川沿岸土地改良区ホームページからもダウンロード出来ますので、ご利用下さい。

**下記のような場合は忘れずに手続きを行って下さい！
毎年発行されている賦課通知書で
必ず耕作面積を確認して下さい。**



土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買または受委託等により移動したとき。

名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき、住所を変更したとき。または経営を移譲されたとき。

農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

農地を農地以外に転用したとき

地区内にある農地を宅地等に転用したとき。または道路等公共用地に買収されたとき。

開田を作付または休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき。または休耕していた開田を作付けしたとき。

振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき。または経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

農地転用をされる場合、決済金を支払っていただくことになります。

※詳しいことについては、[総務課賦課徵収係](#)までお問い合わせ下さい。

【賦課金納入のお願い】

土地改良区の運営は、賦課金によってまかなわれております。
現在未納になっている方については、速やかに納入くださるようお願い申し上げます。

また、納期限後の納付等についての相談は、総務課 賦課徵収係にお問い合わせ下さい。

都合により納付が遅れている方は必ずご連絡ください。

（再三の催告にも関わらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず滞納処分を行う場合があります。）



令和7年度 役員研修

山形県 米沢平野土地改良区～宮城県土地改良大会参加

令和7年9月4日から5日の2日間にわたり、役員研修を開催しました。

今年は令和7年度 宮城県土地改良大会にあわせての役員研修となり、研修1日目は山形県米沢市にある米沢平野土地改良区にて視察研修を行いました。

女性理事登用の経過、国営米沢平野二期地区の水管理システム事業概要について研修を受けた後、農地中間管理機構関連農地整備事業（浅川地区）の現地視察を行いました。

研修2日目の宮城県土地改良大会は柴田郡大河原町「えずこホール」で開催され、村井県知事をはじめ県選出の国会議員、県議会議員、土地改良関係者参集のもと開催されました。

令和6年に食料・農業・農村基本法が、令和7年には土地改良法が改正され、今後5年間で農業構造の転換を集中的に進める方針が閣議決定される等、農業情勢への関心が一層高まる中、「闘う土地改良」のスローガンのもと参加者の一致団結が図られました。



研修会場にて



現地視察にて



宮城県土地改良大会にて

旧迫川二期地区 国営土地改良事業促進に向けた要望活動

登米市長を会長とし、関係市町村等が会員となって設立した「旧迫川二期地区国営土地改良事業促進協議会」は今年6月5日に東北農政局、宮城県農政部及び宮城県議会への訪問を行い、11月19日には関係省庁及び県選出国会議員並びに土地改良関係国会議員を訪問し、国営土地改良事業「旧迫川二期地区」早期事業着手に向けた事業促進への要望活動を行いました。

今後も施設の一刻も早い更新整備を実現するために、要請活動を行ってまいりますので組合員皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



農林水産省にて要望書を受ける松本農村振興局長



参議院議員会館にて要望書を受ける進藤金日子議員

➤ 迫川水系水土里ビジョン協議会設立

令和7年11月11日当土地改良区において、登米市 産業経済部 農林振興課、涌谷町 産業振興課と『迫川水系水土里ビジョン協議会』の設立総会が開催されました。

近年、農業集落が小規模化・高齢化する中で、土地改良施設のみならず、その関連施設の保全活動やその実施体制が脆弱化し、その体制の中心となる土地改良区自体も、専任職員の不在等体制が脆弱化しています。

これらの課題に対応するため、令和7年4月に土地改良法が改正となり、地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像と保全に関する取組を推進する体制を構築するべく、『連携管理保全計画（通称：水土里ビジョン）』が位置づけられました。

県内では、当土地改良区を含め、3つの土地改良区が水土里ビジョン策定に向け取り組んでおり、令和8年3月総代会で承認を頂いた後、令和8年4月から事業を本格的に開始する予定です。

今後も地域の皆様のご協力を得ながら、持続可能な施設保全に向けて推進してまいります。



➤ 令和8年度委託管理者 (機場運転手・水路管理人) の募集!!

当土地改良区で管理している農業水利施設（揚水機場、用排水路）の委託管理者を随時募集しております。ご興味のある方は、土地改良区へ直接お問い合わせをお願いいたします。

施設名	委託業務内容	委託契約期間
中央管理操作室	用排水運転操作、水位の確認、遠方監視カメラにて監視	4/15～9/15
南方揚水機場	施設管理、用排水運転時もく揚げ作業	4/1～10/31
山吉田揚水機場	施設管理、用排水運転時もく揚げ作業	4/1～10/31
山吉田第1揚水機場外	施設操作管理、運転時水路巡視、運転時もく上げ作業、水量調整、幹線用水路もく揚げ作業	4/1～3/31
米山揚水機場外	水量調整、もく揚げゴミ分別補助、幹線用水路もく揚げ作業、施設操作管理、運転時水路巡視	4/1～3/31

《問い合わせ先》事業課 施設管理係

令和8年度執行 任期満了に伴う総代・役員選挙のお知らせ



【組合員資格得喪届について】

現総代（任期：令和8年5月26日まで）及び現役員（任期：令和8年6月30日まで）の任期満了による選挙が令和8年度に執行されます。総代選挙は迫川沿岸土地改良区総代選挙規程に基づき執行され、役員選挙は改選後の総代による投票により行われます。総代選挙の期日等詳細については、次号に掲載します。

組合員資格に変更がある場合は、（売買、利用権設定、経営移譲や死亡等）早めに改良区窓口にて手続きをお願いいたします。

※組合員名簿の閲覧を希望される場合、改良区総務課まで申出下さい。

【員外女性理事の登用について】

男女共同参画基本法が施行され、第5次男女共同参画基本計画において土地改良区の理事に占める女性の割合を10%以上にするという目標が設定されたことから、定款及び役員選挙規程が改正されました。

役員の定数 理事14名(うち員外女性理事2名)、監事3名 に改正

◎員外女性理事（年齢25歳以上の女性で組合員でない者）

※役員の候補者を推薦するには、組合員5名以上の推薦と本人の推薦承諾書が必要となります。

《改選後》

総代任期 令和8年5月27日～令和12年5月26日
役員任期 令和8年7月1日～令和12年6月30日

○ご不明な点がございましたら、総務課までお問い合わせください。
迫川沿岸土地改良区 総務課 Tel 0220-58-2024

21世紀土地改良区創造運動活動報告

当土地改良区では、子どもたちを中心として、親御さんや地域住民の方々を対象に、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、理解と協力を得るため『21世紀土地改良区創造運動』を積極的に展開しています。

農業農村体験学習会

登米市立北方小学校5年生（児童17名）の総合学習で、7月1日と9月5日の2回にわたり、身近な水辺「長沼」の歴史や環境を学びながら、土地改良区の重要性や、農業水利施設の役割、多面的機能について知ってもらいました。

農業水利施設見学



中央管理所見学



出前講座



施設の機能維持保全と農村景観形成活動

皆様に描画や植栽にご協力を頂き、おかげさまでゴミの不法投棄抑止・草刈り等維持管理費用の節減に大きな効果が出ています。今年は、3団体と2名の方々にご協力いただきました。

令和7年 穴山幹線用水路壁画(延長L=34.5m)の作品

米山Jrバスケットボールクラブ
活動日：10月19日
延長：10.5m
参加人数：33名



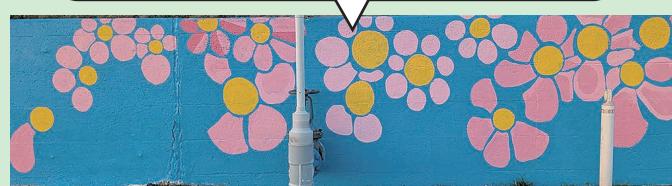
米山町下小路子供会
活動日：10月25日
11月16日
延長：7.5m
参加人数：22名



米山町八軒小路子供会
活動日：10月25日
11月16日
延長：7.5m
参加人数：20名

個人（米山町）
活動期間：10月下旬

参加人数：1人
延長：6m



個人（米山町）
活動期間：10月下旬

参加人数：1人
延長：3m



令和八年度 維持管理工事申請箇所調査実施

十月二七日から二

九日の三日間にわたり、組合員の皆様から申請のあつた工事箇所の調査が行われました。



現場調査の様子



表彰紹介

令和七年度宮城県土地改良大会 永年勤続功劳表彰

九月五日に開催されました、令和七年度宮城県土地改良大会において、職員の部表彰で左記職員が表彰されましたので紹介します。

・事業課 課長

佐々木 友 隆
(勤続二十五年)



登米市南方町の伊藤良子様より絵画を寄贈いただきました。
広報はさまでわ六十号の表紙を描いた作品で写真と見分けがつかないほどです。
理事長室に常時展示しておりますのでお立ち寄りの際は是非ご覧下さい。

絵画寄贈の紹介



賦課金の完納にご協力を!

令和七年度賦課金納入期限

第一期 六月一日限り
第二期 十月十五日限り
第三期 二月一日限り